

## 導入促進基本計画

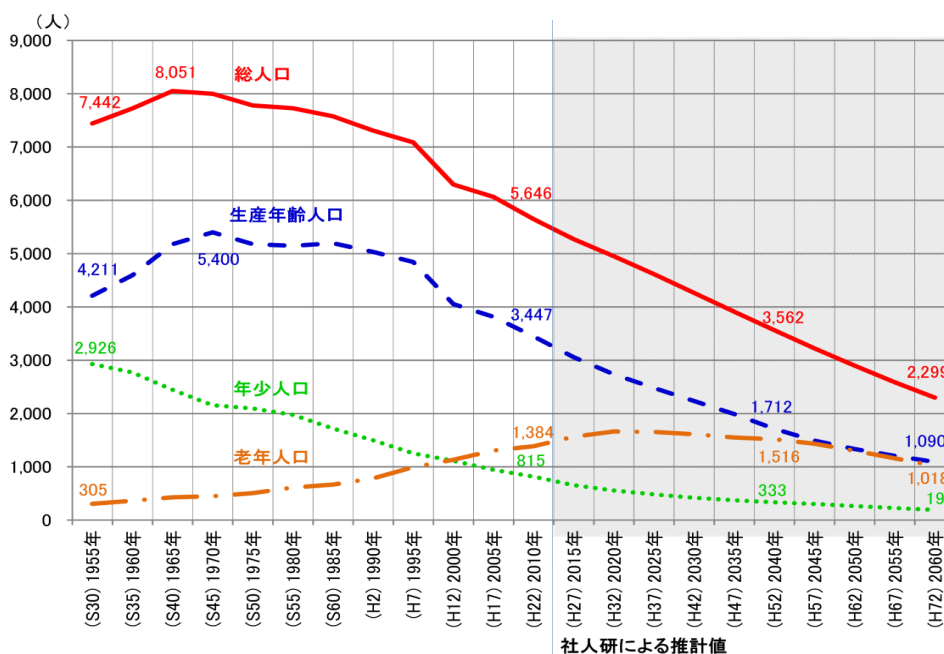
### 1 先端設備等の導入促進の目標

#### (1) 地域の人口構造とその推移、産業構造及び中小・小規模事業者の実態

標津町の総人口は、1965年（昭和40年）の8,051人をピークに減少に転じ、2010年（平成22年）の時点では、5,646人となっている。国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）によると、2040年（平成52年）に3,562人、2060年（平成72年）には、2,299人となり、ピーク時の3割（28.6%）、2010年（平成22年）時点の約4割（40.7%）となる見込みである。

また、人口の推移を「年少人口（0歳～15歳未満）」「生産年齢人口（15歳～65歳未満）」「高齢人口（65歳以上）」に区分（以下、年齢3区分）して見ると、年少人口1955年（昭和30年）の2,926人、生産年齢人口は、1970年（昭和45年）の5,400人をピークに減少傾向にあるが、老年人口だけは総人口が大きく減少している中、年齢3区分で唯一1995年（昭和30年）以降一貫した増加傾向にあり、2000年（平成12年）に年少人口を上回り、更には、社人研推計によると2045年（平成57年）頃より生産年齢人口と老年人口がほぼ同数となるなど高齢化が顕著となることが予想されている。なお、人口総数が減少していることから、2020年（平成32年）以降はこの老年人口は漸減傾向となることが見込まれている。（図表1）

<図表1> 総人口及び年齢3区分別人口の推移（1955年～2060年）

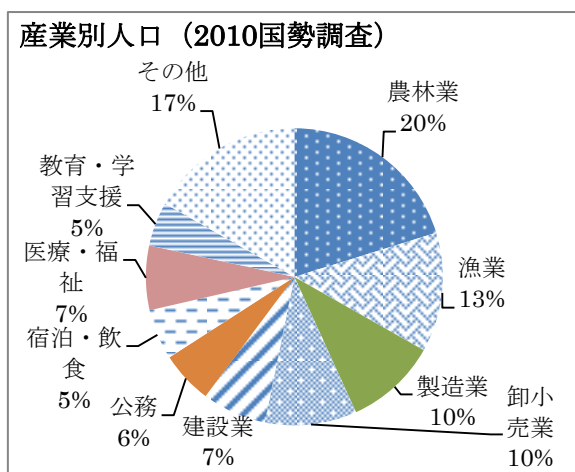


（出典）標津町人口ビジョン及び総合戦略より

さて、標津町の産業構造を就業者数で見ると農林業が 20%と最も高く、次いで漁業の 13%、製造業、卸小売業がそれぞれ 10%と続き、この 4 業種で全体の 53%を占めており、特に農業・漁業等、本町の基幹産業に関連した業態を中心に経済活動が展開されている。(図 1) (表 2)

一方、平成 28 年 4 月 1 日現在、町内の商工業者数 219 者のうち、小規模事業者が占める数は、216 者で全体の 98.6%を占めており、本町の場合、「地域経済を支えているのは、小規模事業者である。」と言っても過言ではない。現状では、少子高齢化の影響による人口減少、経済社会の構造的変化による地域経済の活力の減退により、経営環境が極めて厳しくなっており、今後は、中小・小規模事業者が地域経済の底上げをし、付加価値の高い企業へと成長していくことが必要であり、そのためには、根本的な経営体質の改善が課題として上げられる。

<図 1>



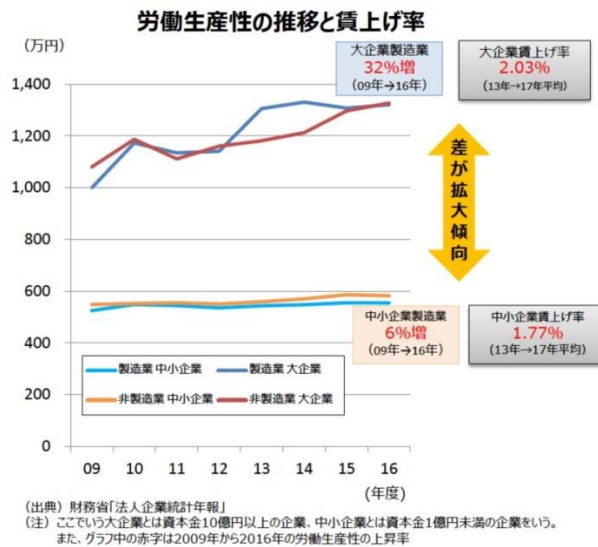
<表 2>

【産業別就業人口推移 (国勢調査)】

	H2	H12	H22
農林業	715	563	612
漁業	570	395	393
卸小売業	434	282	305
製造業	458	269	303
全業種	3,864	2,899	3,032
4業種割合	56.3%	52.0%	53.2%

また、中小・小規模事業者では、製造業やサービス業を含めた非製造業とも業種を問わず、人手不足や労働者の高齢化が原因で労働生産性が伸び悩んでおり、大企業との格差は、拡大傾向にある。(図 2) このような中、標津町では、町内中小・小規模事業者の労働生産性向上を図るため、先端設備の導入を支援していくことが、喫緊の課題である。

< 図 2 >



## (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小・小規模事業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に4件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

標津町内の基幹産業である農林業や漁業、また、基幹産業に関連する製造業や卸小売業など、業種を問わず、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

標津町内の中小・小規模事業者が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象とする地域は、標津町内全域とする。

## (2) 対象業種・事業

標津町内の中小・小規模事業者は、業種を問わず労働生産性の向上が伸び悩んでおり、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT化導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定を対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

町外中小企業者が町内で新規に事業を行うために先端設備等を導入する場合は、標津町の経済、雇用を支えるもののみを認定の対象とする。